

倫理基準による医学生物学実験法に関する分類	
カテゴリ	処置例及び対処法
<p>カテゴリA</p> <p>生物を用いない実験あるいは植物、細菌、原虫又は無脊椎動物を用いた実験</p>	<p>生化学的研究、微生物学的研究、無脊椎動物を用いた研究。組織培養、剖検により得られた組織を用いた研究。屠場から得られた組織を用いた研究。発育鶏卵を用いた研究。</p> <p>無脊椎動物も神経系を持っており、刺激に反応する。従って無脊椎動物も人道的に扱われなければならない。</p>
<p>カテゴリB</p> <p>脊椎動物を用いた研究で、熟練した研究者や技術者が行ったときに、動物に対してほとんど、あるいは全く不快感を与えないと思われる実験操作</p>	<p>実験の目的のために動物をつかんで保定（拘束）すること。麻酔薬、鎮痛剤、精神安定薬の投与。急性毒性を示さない用量の物質の注射。経口投与、流動食治療、少量の部分採血。適正な麻酔下での操作（外科手術や臓器還流等）で実験終了時点で意識を回復させず安楽死させる操作。短時間（2～3時間）の絶食絶水。標準的な安楽死法で瞬間的に殺処分できる場合、例えば軽く麻酔をかけ鎮静状態に陥った動物を断首する事等。大量の麻酔薬の投与による安楽死法。</p>
<p>カテゴリC</p> <p>脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレスあるいは短時間持続する痛みを伴う実験</p>	<p>麻酔下の外科的処置で、覚醒後に多少の不快感を伴うもの。麻酔下で血管を露出させ、カテーテルを長時間挿入すること。行動学的実験において、意識ある動物に対して短時間ストレスを伴う保定（拘束）を行うこと。フロイントのアジュバンとを用いた免疫接種。苦痛を伴うが、それから逃れられる刺激。短時間ではあるが、致死量以下の薬物や化学物質への暴露。</p> <p>ここにおける処置では、ストレスや痛みの程度、持続時間によっていろいろな配慮が必要になる。例えば、適切で十分な麻酔薬や鎮痛薬、精神安定薬を用いて、その苦痛や痛みを除去あるいは緩和させなければならない。</p>
<p>カテゴリD</p> <p>脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験。さらには麻酔や鎮痛薬、精神安定薬を用いることのできない実験、長期にわたる潜在的なストレスを伴う実験操作や安楽死を適用できない実験操作も含まれる。</p>	<p>動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛みを与えること。つまり、動物が激しい苦悶の表情を示す実験。行動学的実験において故意にストレスを加えること。麻酔下における外科的処置に著しい不快感を伴うもの。苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置。苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合。長時間（数時間あるいはそれ以上）にわたって動物の身体を保定（拘束）すること。攻撃的な行動をとらせ、自分自身あるいは同種他個体を損傷させること。毒性試薬や生物毒素の投与により致死させること。長期の絶食絶水。</p> <p>ここに属する研究では、なぜ麻酔薬や鎮痛薬、精神安定薬の使用が不適なのか十分な考察が必要である。また、これらの実験では、研究者は人道的に安楽死させるもっとも早い時期を明確にすることが重要である。</p>
<p>カテゴリE</p> <p>麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような実験処置</p>	<p>保定（拘束）をするために筋弛緩薬あるいは麻痺性薬、例えばサクシニルコリンあるいはその他クラーレ様作用を持つ薬剤を使い、麻酔薬を使わずに外科的処置を行うこと。麻酔をしていない動物に重度の火傷や外傷を引き起こすこと。精神上的の病的行動を起こさせる実験。ストリキニーネによる殺傷処分。避けることのできない重度のストレスを与えること。ストレスを与えて殺すこと。</p> <p>ここに属する実験は、それによって得られる結果が重要なものであっても決して行ってはならない。</p>

[戻る](#)